

とりぎんアプリご利用規定

本利用規定（以下「本規定」といいます）は、「とりぎんアプリ」（以下「本アプリ」といいます）のご利用条件等を定めるものです。本規定およびとりぎんインターネットバンキングご利用規定（以下「IB 規定」といいます）のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえでお客さまご自身の責任においてご利用ください。

なお、本アプリにおける「関連口座」は、IB 規定では「利用口座」と読み替えるものとします。

第 1 条 サービスの内容

1. 「とりぎんアプリ」サービス（以下「本サービス」といいます）とは、お客さまがご利用の端末（以下「スマートフォン等」といいます）にダウンロードされた当行が提供するスマートフォンアプリケーションである「本アプリ」を使用することによってご利用いただける次項以降に定めるサービスおよびとりぎんインターネットバンキング（以下「IB」といいます）の各種サービス（ただし、当行の判断によりそのサービスの利用を全部または一部制限する場合があります。以下「IB サービス」といいます）をいいます。
2. 「口座照会」
本アプリに登録した預金口座の残高や入出金明細を照会することができます。
3. 「スマート通帳」
当行所定の手続きでご登録いただいた口座の入出金明細を保存、表示およびファイル出力することができます。また、入出金明細に、任意に入力する文字等をメモ登録することができます。
4. 「振込・振替」
本アプリに登録した普通預金口座等から振込や振替ができます。「IB 規定」第 5 条「振込サービス」、第 6 条「振替サービス」の内容を適用します。
5. 「税・料金払込」
「Pay-easy（ペイジー）」にて税金・各種料金の払込ができます。「IB 規定」第 7 条「料金等払込みサービス Pay-easy（ペイジー）」の内容を適用します。
6. 「ワンタイムパスワード」
「IB」で利用するワンタイムパスワードを表示することができます。「とりぎんインターネットバンキングワンタイムパスワード利用追加規定」の内容を適用します。
7. 「IB への自動ログイン」
本アプリから IB の各種取引画面へ遷移する際に、IB のログイン操作を省略します。
8. 「プッシュ通知などによる情報配信」
お客さまのスマートフォン等の画面へ当行の商品・サービスに関するキャンペーンやセミナー等の情報、当行のお取引先さまの情報を配信することがあります。
9. 「家族口座照会」
お客さまがご家族等の見守られる方を登録することで、ご家族等がお客さまの口座残高や入出金

明細を照会できるサービスです。また、登録したご家族等に入出金の内容を通知することもできます。

第2条 規定への同意

本規定および IB 規定にご同意いただけないお客さまは、本サービスは利用できません。

第3条 ご利用条件

お客さまは、本規定および IB 規定にご同意いただいたうえで、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。

1. 本サービスは、普通預金口座をお持ちで、キャッシュカードをご利用されている個人のお客さま本人が対象です。個人事業主の方は、給与振込や代金回収もできる法人インターネットバンキングがご利用いただけます。
また、日本国内に居住のお客さまに限りです。
2. あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン等において利用できる状態にしてください。
3. 本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。なお、利用時間内であってもシステムメンテナンス等により本サービスを利用できない時間帯がありますので、当行ホームページで確認してください。
4. 本サービスが利用できるスマートフォン等は、当行所定の機種に限られます。

第4条 利用登録および登録情報変更

1. お客さまは、本サービスをご利用になる際に、あらかじめお客さまがご利用されるスマートフォン等にて、メールアドレス、普通預金口座の店番・口座番号、キャッシュカードの暗証番号等、画面に指定する項目を入力の上、アプリ暗証番号等を本アプリに登録してください。
アプリ暗証番号の設定にあたり、生年月日や電話番号、同一数字等、第三者に類推されやすい番号を指定することは避けてください。
2. 当行へお届けいただいた電話番号から当行指定の電話番号に発信いただく方法により本人確認を行います。
3. 利用登録時に入力した情報に変更があった場合は、速やかに本アプリ画面から登録情報を変更するものとします。
4. お客さまが IB サービスを利用しておられない場合、前項の登録は、IB サービスの利用申込を兼ねるものとします。
5. 当行がお客さまについて IB サービスの利用者資格を認めなかった場合、お客さまは本サービスの全部または一部についてこれを利用することができません。
6. お客さまの IB サービスの代表口座を本サービスの代表口座とし、代表口座を変更することはできません。ただし、IB サービスを複数契約されている場合は、アプリを削除（アンインストール）し再度インストールいただくことで、他の IB サービスの代表口座を登録することができます。

7. お客様が当行所定の期間利用されなかった場合、本サービスの利用登録は自動的に利用解除されます。

第5条 本人確認

1. 本アプリ起動時は、アプリ暗証番号等（以下「パスワード等」といいます）により本人確認を行います。生体認証機能（お客様がご自身の端末に登録されている生体情報を利用する方法をいいます）を利用するとアプリ暗証番号を省略することができます。ただし、生体認証の利用は、当行所定の機能を備える端末とします。生体認証で利用するお客様の生体情報は、当行では取得・保存しません。
アプリ暗証番号を当行所定の回数以上誤って使用されたときは、本サービスの取扱いを中止いたします。
2. 本サービスご利用時における本人確認は、お客様のスマートフォン等から当行に送信していただくパスワードを当行が照合する等当行所定の方法により行います。
3. 本サービスのご利用に際し、入力項目を一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用ができなくなります。

第6条 パスワード等の管理

お客様は、お客様のスマートフォン等が第三者の手に渡り、かつパスワード等が知られた場合には、当該第三者が本サービスを不正利用することによりお客様の情報が外部に漏れたり、お客様に損害が発生したりする可能性があることを十分認識したうえで、お客様の責任においてスマートフォン等およびパスワード等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

第7条 スマートフォン等の管理

1. お客様は、本アプリをインストールしたスマートフォン等が第三者の手に渡らないように厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
2. お客様は、本アプリをインストールしたスマートフォン等のセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審な web サイトの閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入する等、セキュリティ対策をおすすめします。

第8条 利用者責任

1. お客様が本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客様の責めに帰すべき事由により第三者から受けたクレーム・請求等については、お客様の責任において解決するものとします。
2. お客様が本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客様がこれを賠償する責任を負います。

第9条 スマート通帳

1. 預金の受入れ

スマート通帳の預金口座に現金、手形、小切手等を受入れるときは、当行が指定する書類に記入して、この預金口座のキャッシュカードの提示または本アプリのスマート通帳表紙画面の提示とともに当行窓口へ提出してください。ご提示がない場合、当行所定の振込手数料を申し受ける場合があります。なお、受入れできる手形・小切手は以下のとおりです。

【当行が支払場所の手形・小切手】

2027年3月31日まで受入れます。

ただし、手形・小切手いずれも、2026年9月30日までに振り出されたものに限りです。

また、手形は支払期日が2027年3月31日までのものに限りです。

なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。

【当行以外が支払場所の手形・小切手】

入金 は 2026年9月30日まで受入れます。

代金取立 は 2027年3月31日まで受入れます。

ただし、手形、先日付小切手いずれも支払期日が2027年3月31日までのものに限りです。

なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。

2. 預金の払戻し等

スマート通帳の普通預金の払戻し、または定期預金の解約、書替継続をするときは、当行が指定する払戻請求書等に記名押印して、この預金口座のキャッシュカードまたは本アプリのスマート通帳表紙画面および預金者本人を確認できる当行所定の書類とともに当行窓口へ提出してください。

3. 預金口座の解約

スマート通帳の預金口座を解約する場合には、この預金口座のキャッシュカードの提示または本アプリのスマート通帳表紙画面の提示、預金者本人を確認できる当行所定の書類、届出の印章を持参のうえ、当行窓口へ申出てください。

4. 通帳によるサービスについて

スマート通帳の預金口座は、「自動機による振替入金」等の通帳によるサービスはご利用いただけません。

5. 通帳からスマート通帳への切替

(1) お客さまは、当行所定の方法により、通帳をスマート通帳に切り替えいただけます。

ただし、お客さまが当行所定の条件に該当する場合は、切替いただくことができません。

(2) 通帳をスマート通帳に切り替える場合、通帳は切替時点でご利用いただけなくなります。

(3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金の明細は通帳に記帳いたしません。当該明細は、スマート通帳でご確認ください。

6. スマート通帳から通帳への切替

(1) スマート通帳を通帳に切り替える場合は、当行所定の依頼書に記名押印して、この預金

口座のキャッシュカードの提示またはスマート通帳表紙画面の提示および預金者本人を確認できる当行所定の書類とともに当行窓口に提出してください。

(2) スマート通帳を通帳に切り替える場合は、当行所定の通帳再発行手数料をいただきます。

第10条 家族口座照会

1. サービスの概要・利用目的

家族口座照会は、口座情報を提供する預金者（以下、「見守られる方」といいます。）の普通預金口座の残高および入出金明細を見守られる方に許可されたご家族等（以下、「見守る方」といいます。）が照会できるサービスです。さらに、見守られる方の許可により、見守る方は見守られる方の普通預金口座で発生した入出金の通知を受け取ることができます。家族口座照会は、見守られる方と見守る方において、口座の残高・入出金明細を共有することを目的にご利用いただくものとします。

2. 利用申込と利用上の注意

(1) 家族口座照会のご利用にあたって、見守られる方および見守る方は、本アプリのご利用と代表口座（普通預金口座）の登録が必要となります。

(2) 家族口座照会の利用開始は、見守られる方が本アプリで、以下の申込（事前登録）が必要となります。

・見せる口座の登録：見守る方（ご家族等）に見せる口座を代表口座または関連口座に登録

・見守る方（ご家族等）の情報：本アプリ代表口座の情報（申込時までにご準備ください）、氏名、続柄

・照会範囲：口座残高の表示有無、入出金明細の表示有無または表示するお取引の指定金額

・通知条件：入出金時の通知有無または通知するお取引の指定金額

ご高齢の方など見守られる方がとりぎんアプリをご利用いただけない場合は、当行所定の要件を満たすことを条件に店頭にてサービス利用申込を受け付けます。

(3) 家族口座照会の申込により、見守られる方のお名前・口座店名・口座番号・残高および入出金明細（メモや振込依頼人名を含む）が、見守る方が利用している本アプリ上に提供されることについて、見守られる方が同意するものとします。

(4) 家族口座照会に登録できる口座は、普通預金に限ります。

(5) 残高および明細の表示開始は、登録完了後、申込人の口座（見守られる口座）に初めて入出金が発生した以降となります。

(6) 家族口座照会の照会および通知は、リアルタイムではなく、当行所定の基準で更新・通知を行います。取引の時間帯や見守る方が本アプリをご利用いただくタイミング等によっては翌日に更新する場合があります。

3. 登録内容の変更・削除等

(1) 第10条2. 利用申込と利用上の注意(2)照会範囲および通知条件は、見守られる方が本アプリで変更することができます。

家族口座照会の申込を店頭でお手続きされた場合は、店頭にて変更することができます。

(2) 見守る方は、本アプリで入出金通知の停止・再開ができます。

(3) 家族口座照会は、見守られる方が本アプリでお申込内容を削除することにより利用を終了することができます。見守る方による家族口座照会の終了（削除）はできません。

家族口座照会の申込を店頭でお手続きされた場合は、店頭にて解約手続きをしていただくことで利用を終了することができます。

4. 免責事項

見守る方の登録は、お客さまご自身の責任において実施いただきます。

誤って登録された等の事由によりお客さまに損害が生じた場合、当行は一切の責任を負いません。

第11条 サービス内容の追加・変更・中止

1. 当行は、本サービスの種類・内容等を、お客さまに事前に通知することなく、相当な範囲で、任意に変更できるものとします。また、当該変更のために本サービスを一時利用停止にすることがあります。
2. 上記1の変更および一時利用停止の内容については、原則として、当行ホームページ等に掲示することにより告知します。
3. 上記1の変更および一時利用停止によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第12条 サービスの終了

当行は、本サービスを終了することがあります。この場合、当行は本サービスの終了日を当行ホームページや本アプリに掲載する等により告知します。なお、本サービスの終了によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

第13条 本サービスのご利用に際してのご注意

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります（バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定等で追加的に発生する通信料も含みます）。
2. お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
3. 本サービスを利用するためにお客さまがご利用になるスマートフォン等を変更される場合には、旧スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォン等を処分される際も、当該スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。
4. お客さまは、本アプリを初期化することができます。スマートフォン等から本アプリを削除された場

合、本アプリで保持している各種情報は消去されます。削除した後に、同一のスマートフォン等で本サービスをご利用いただく場合には、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、利用登録を行っていただく必要があります。なお、これらの行為によりお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。パスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイルスに感染させる目的の悪意ある、本アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのパスワード等やスマートフォン等の端末内の情報が漏えいする可能性があります。
6. 当行が本アプリの内容の全部または一部を変更または改良（以下、「バージョンアップ」といいます）した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードや再度利用登録が必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォン等の設定その他のご利用環境によっては、バージョンアップ後の本アプリがご利用になれない場合があります。
7. 本サービスをご利用中のスマートフォン等を盗難・紛失された場合には、すみやかに当行へ連絡するとともに、お客さまが加入している通信事業者（キャリア）へ連絡し回線停止のお手続きを行ってください。

第14条 免責事項等

1. 本規定第5条により本人確認手続きを経た後、本サービス提供後は、当行は利用者をお客さまとみなし、パスワード等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. 本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォン等に与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。
3. 通信手段の障害等次の各号の事由により、本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
 - （1）当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合
 - （2）災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合
 - （3）公衆電話回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客さまの取引情報等が漏洩した場合
 - （4）当行以外の第三者の責に帰すべき事由があった場合

第15条 解約等

1. 都合解約

本サービスは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。ただし、お客さまからの解約の場合は、当行所定の方法をとるものとします。

2. 解約の通知

当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が住所変更等の事由によりお客さまに到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

3. IB サービスの終了による制限

解約その他の事由により IB サービスのすべてが終了した場合、本サービスの全部または一部の利用が制限されることがあります。

4. 代表口座の解約による制限

代表口座が解約された場合、本サービスの全部または一部の利用が制限されることがあります。

5. サービスの停止

お客さまが次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスにもとづく全部または一部のサービスの提供を停止することができます。

(1) 相当期間にわたり本サービスの利用がない場合

(2) お客さまがこの規定に違反した場合等、当行がサービス停止を必要とする相当の事由が生じた場合

6. 強制解約

(1) お客さまが次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスを解約することができます。

ア. 相続の開始があったとき

イ. 支払停止、破産等の申し立てがあったとき

ウ. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

エ. お客さまが住所変更等の届出を怠る等お客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき

オ. 1 年以上にわたり本サービスのご利用がないとき

カ. その他、本サービスの利用に際して適さない行為に及んだとき

(2) 本サービスは次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号のいずれに該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスの利用を停止し、またはお客さまに通知することにより、本サービスを解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、本サービスの解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を払うものとします。

ア. お客さまが当行との取引申込時（本サービス以外の取引申込時を含みます）にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

イ. お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、

暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜団体または特殊
知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）
に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- （ア）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （イ）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （ウ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加え
る目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有
すること
- （エ）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしてい
ると認められる関係を有すること
- （オ）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される
べき関係を有すること

ウ．お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした
場合

- （ア）暴力的な要求行為
- （イ）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （ウ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- （エ）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当
行業務を妨害する行為
- （オ）その他（ア）から（エ）に準ずる行為

第16条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、関係するとりぎんインターネットバンキング利用規定、各種預金
規定、振込規定をはじめとする各種規定の定めにより取扱います。本規定と他の規定の定めが異なる
場合は本規定が優先します。

第17条 規定の変更

- 1．この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認めら
れる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、
変更できるものとします。
- 2．前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第18条 本アプリの権利帰属・利用範囲等

- 1．本アプリの著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」といいます）は、当行または正当な
権利を有する第三者に帰属します。
- 2．お客さまは、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用すること

ができます。本サービスに基づくお客さまの権利および預金等の譲渡・質入れ等はありません。

3. 当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第19条 顧客情報の取扱い

1. 本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスおよびIBの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続きその他の法的手続き、または監督省庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
2. お客さまが申込み時に入力いただいた内容を、ダイレクトメールの発送等（郵送、電話、電子メール等による各種ご案内をいいます）、銀行および関連会社の預金・融資・その他各種金融商品やサービスに関するご案内、ご提案のために利用することがあります。

第20条 準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟について、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2026年9月16日現在)